

やくじんじゃちようずばち
16 益救神社手水鉢



指 定 平成元年4月1日 屋久島町指定有形文化財（工芸品）
所在地 屋久島町宮之浦

手水鉢とは、神道や仏教の考えのもと身のけがれを清めるための施設です。

ここ益救神社の手水鉢は、島津藩から派遣された、屋久島在藩奉行有村壮一によって、慶応4年（1868）に奉納されました。安山岩質で、水溜め部分の外枠は四角形の花びら型に切り込んでいます。正面中央に「奉納」とあり、その左右に和歌らしきものが刻まれています。摩耗が激しく詳細は分かっていません。なお、慶応4年は江戸時代から明治時代へと移行した年であり、当時の屋久島を知るうえで貴重な資料であるとともに、工芸品としての価値から屋久島町の文化財として指定されています。